

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に申請した場合は申請の当日中 ○ 住所地を管轄する警察署に申請した場合は14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課又は住所地を管轄する警察署（管轄警察署が横浜水上警察署となる場合は加賀町警察署）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課免許申請係 （電話045-365-3111 内線253）
備 考：